

2024年9月1日

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて

平素より本学の教育活動にご理解・ご支援賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度（令和6年度）、上智大学短期大学部（以下、本学）は、文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」の適用に必須の条件となる機関要件を満たすことができませんでした。直近3年度のすべての収容定員充足率が8割未満であったことが、その原因です。

その結果、来年度（令和7年度）より本学は文部科学省による高等教育の修学支援新制度の対象機関リストから外れることとなり、8月30日付で文部科学省ホームページ上でも公表されました。

本学は、令和7年度より当該制度が適用されません。ただし、在学生で現在、高等教育の修学支援新制度の対象者は支援が継続されます。

しかし、現在対象となっていない学生でも家計急変等で経済的に厳しい状況に見舞われる可能性があります。本学では、来年度（令和7年4月1日）以降に奨学金が必要となった学生への支援として、従来大学側で設けていた「上智大学短期大学部修学奨励奨学金」にて支援を行うこととしました。

在学生の方で家計急変等、経済的な支援が必要になった場合は、事務センター 奨学金担当までご相談ください。